明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（四六）　二
○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（四七）　三
○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（四八）　五
○電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（四九）　七
○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（五〇）　八
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（五一）　八
〔条　約〕
○理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正（三）　一〇
〔省　令〕
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働二四）　一三
〔告　示〕
○理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の効力発生に関する件（外務四四）　一四
○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（厚生労働三八）　二五
○農薬を登録した件（農林水産五〇二～五〇四）　二六
○農薬を再登録した件（同五〇五）　二六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産関係　二九
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線（武雄温泉・長崎間）に係る佐世保線（肥前山口・武雄温泉間）複線化事業の環境影響評価書、独立行政法人都市再生機構、型式部材等製造者の認証、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三九
会社その他
会社決算公告　四〇

本号で公布された法令のあらまし

◇非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第四六号）（総務省）

1　年金たる損害補償又は休業補償と厚生年金保険法等による年金たる給付との調整の規定を整備することとした。（附則第三条第二項及び第五項関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四七号）（経済産業省）

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二八年四月一日とすることとした。

◇電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四八号）（経済産業省）

一　ガス事業法施行令の一部改正関係

経済産業大臣のガス事業者に対する報告の徴収に係る権限の一部を電力・ガス取引監視等委員会に委任すること等の所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　熱供給事業法施行令の一部改正関係

経済産業大臣が熱供給事業者に対し報告させることができる事項として熱供給事業の運営に関する事項等を定める等の所要の規定の整備を行うこととした。（第五条関係）

三　電力取引監視等委員会の一部改正関係

電力取引監視等委員会の名称を電力・ガス取引監視等委員会に改め、題名を電力・ガス取引監視等委員会令に改めることとした。（第八条関係）

四　施行期日

この政令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二八年四月一日）から施行することとした。

◇電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第四九号）（経済産業省）

1　送配電部門の法的分離のための会社分割があった場合について、その承継法人が所有権の保存の登記を行う際の手続等の所要の規定を定めることとした。（第一条関係）

2　みなし熱供給事業者に係る旧熱供給事業法の規定の適用についての技術的読替えを定めることとした。（第二条関係）

3　経済産業大臣がみなし熱供給事業者に対し報告させることができる事項として指定旧供給区域熱供給の運営に関する事項を定めることとした。（第三条関係）

4　経済産業大臣のみなし熱供給事業者に対する報告の聴取に係る権限等を電力・ガス取引監視等委員会に委任することとした。（第四条関係）

5　熱供給事業者等が施行日前に供給条件の説明等を行った場合は、説明義務等を履行したものとみなすこととした。（第五条関係）

6　電力量調整供給に係る託送供給等約款の認可等の電気事業法等の一部を改正する等の法律附則の規定並びに同法附則の規定によりなおその効力を有することとされた旧ガス事業法及び旧熱供給事業法の規定による認可等に条件を付すことができることとした。（第六条関係）

7　施行期日

この政令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二八年四月一日）から施行することとした。

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第五〇号）（厚生労働省）

1　譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物として、亜硝酸イソブチル、アセチルアセトン、アルミニウム（名称等の表示の対象は、粉状のものに限る。）、エチレン、エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート、クロロ酢酸、Ｏ－三－クロロ－